

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
Ⅲ 設備基準							
3	管理者	<p>常勤・専従（※）の管理者を置いているか。</p> <p>（※管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。）</p> <p>→ 次の事項について記載してください。</p> <p>・兼務の有無（有・無）</p> <p>・当該事業所内での福祉用具専門相談員との兼務（有・無）</p> <p>・他事業所と兼務している場合は 事業所名、職種名</p> <p>事業所名：（ ）</p> <p>職種名：（ ）</p>	<p>・勤務表</p>	<p>条例第251条 予防条例第240条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	設備及び備品等	<p>福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な備品等を備えているか。</p> <p>※利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。</p> <p>※なお、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。</p>	<p>・運営規程 ・設備・備品台帳</p> <p>・業者との委託契約書</p>	<p>条例第252条 規則第100条 予防条例第241条 予防規則101条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>【福祉用具の保管のための設備】</p> <p>清潔であるか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分して保管することができるか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>【福祉用具の消毒のために必要な機材】</p> <p>取扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果が得られているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Ⅳ 運営基準							
5	内容及び手続の説明及び同意	<p>事業所の概要、重要事項について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>※運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用者のサービス選択に資すると認められる事項</p>	<p>・重要事項説明書 ・利用申込書(契約書等) ・同意に関する記録</p>	<p>条例第263条(第9条準用) 規則第105条(第4条準用) 予防条例第249条(第52条の2準用) 予防規則第105条(第15条の2準用)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒否していないか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。</p>		<p>条例第263条(第10条準用) 予防条例第249条(第51条の3準用)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	サービス提供困難時の対応	<p>サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。</p>		<p>条例第263条(第11条準用) 予防条例第249条(第51条の4準用)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
8	受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	条例第263条 (第12条準用) 予防条例第249条 (51条の5準用)	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見に配慮しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請の有無を確認し、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。	条例第263条 (第13条準用) 予防条例第249条 (第51条の6準用)	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況や他のサービスの利用状況等の把握に努めているか。	条例第263条 (第14条準用) 予防条例第249条 (第51条の7準用)	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	居宅介護支援事業者等との連携	指定福祉用具貸与の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	条例第263条 (第15条準用) 予防条例第249条 (第51条の8準用)	・情報提供に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定福祉用具貸与の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。		・利用者に関する記録 ・指導、連絡等の記録 ・終了に際しての注意書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	条例第263条 (第16条準用) 予防条例第249条 (第51条の9準用)	・利用者の届出書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	条例第263条 (第17条準用) 予防条例第249条 (第51条の10準用)	・居宅サービス計画書 ・福祉用具貸与計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	条例第263条 (第18条準用) 予防条例第249条 (第51条の11準用)	・居宅サービス計画書 ・サービス提供票	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは提示するよう指導していますか。	条例第263条 (第19条準用) 予防条例第249条 (第51条の12準用)	・身分を証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録しているか。	条例第263条 (第20条準用) 予防条例第249条 (第51条の13準用)	・サービス提供票・別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供しているか。		・業務日誌 ・居宅サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
17 利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けているか。	条例第253条 規則第101条 予防条例242条 予防規則第102条	・サービス提供票・別表 ・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。		・運営規程 ・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていないか。 ①利用者の選定により通常の事業の実施地域外でサービス提供を行う場合に要する交通費 ②福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合に要する費用		・重要事項説明書 ・運営規程 ・領収書控 ・車両運行日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ているか。		・説明文書 ・同意に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、福祉用具を回収すること等により、福祉用具貸与の提供を中止することができるが、この手続きを適切に行っているか。		・中止に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付しているか。		法第41条第8項	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。		法施行規則第65条	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付しているか。	条例第263条 (第22条準用) 予防条例第249条 (第52条の2準用)	・サービス提供証明書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19 指定福祉用具貸与の基本取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に貸与の提供をしているか。	条例254条	・居宅サービス計画書 ・福祉用具貸与計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20 (指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)	利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることを常に意識してサービスの提供を行っているか。また、利用者のできる能力をかえって阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しているか。	予防条例第250条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
21 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じているか。	条例第255条 規則第102条	・福祉用具貸与計画書 ・使用説明書 ・相談に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得ているか。		・同意に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	「対象福祉用具」(※)については、利用者が貸与か販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、選択に当たっての情報を提供するとともに、居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等の担当者その他関係者の意見及び利用者の身体状況を踏まえ、提案をしているか。		・福祉用具貸与計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	「対象福祉用具」(※)固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助杖(松葉杖を除く)		・点検に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行っているか。		・使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。	・取扱説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。		・福祉用具使用、指導、修理状況に関する記録 ・点検に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者等からの要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行っているか。 福祉用具専門相談員以外の専門的な技術を有する者に修理を行わせた場合は、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。		・身体的拘束等に関する記録 ・身体的拘束等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っているか。 上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるよう、サービス担当者会議等を通じて助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じているか。		・居宅サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しているか。	・福祉用具説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
22 (指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)	主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議等を通して適切な方法により、利用者の心身の状況、希望その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望の的確な把握を行い、福祉用具を適切に選定しているか。	予防条例第251条、予防規則114条	・利用者に関する記録 ・相談に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
23	福祉用具貸与計画の作成	福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容（介護予防福祉用具貸与の場合、加えてサービスの提供を行う期間）、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しているか。 なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しているか。	条例256条	・福祉用具貸与計画書 ・居宅サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		福祉用具サービス計画に最低限必要と考えられる記載事項 ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等） ・ 福祉用具が必要な理由 ・ 福祉用具の利用目標 ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由 ・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）（「平成24年度介護報酬改定に関するQ & A					
		福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されているか。	条例256条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際は、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		「対象福祉用具」に係る福祉用具貸与の提供に当たっては、サービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、継続の必要性について検討しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、当該計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
24	（介護予防福祉用具貸与計画の作成）	福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供開始時から、必要に応じ、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。	予防条例252条	・モニタリングの記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録するとともに、指定介護予防支援事業者に報告していますか。 また、モニタリング結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画を変更しているか。		・モニタリングの記録 ・報告の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しているか。 ①正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	条例第263条（第27条準用） 規則第105条（第7条準用） 予防条例第249条（第52条の3準用） 予防規則第105条（第16条の2準用）	・市町村に送付した通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
26	管理者の責務	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われているか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	条例第263条 (第56条準用) 予防条例第249条 (第54条準用)	・組織図、組織規程 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	運営規程	指定福祉用具貸与事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数(※1)及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項(※2) ⑦その他運営に関する重要事項(福祉用具の消毒方法等) ※1 従業者の員数は「〇人以上」と記載できる ※2 組織体制(責任者、研修)、発生時の対応	条例第257条 規則103条 予防条例243条 予防規則第103条	・運営規程 ・指定申請及び変更届写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制(日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等)を定めているか。	条例263条 (第108条第1項、第2項、第3項準用) 予防条例第249条 (第121条の2第1項、第2項、第4項準用)	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表(原則として月ごと)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者のサービス利用に直接影響を及ぼす業務について、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。		・業務委託契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。(カスタマーハラスメントを含む。R8.10月義務化予定)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定しているか。 (策定日 年 月 日) 業務継続計画に記載する項目 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	条例第263条 (第32条の2準用) 予防条例第249条 (第55条の2の2準用)	・業務継続計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
29	業務継続計画の策定等	福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施しているか。 研修実施日 年 月 日 (前年度) 年 月 日 (今年度) 訓練実施日 年 月 日 (前年度) 年 月 日 (今年度)	条例第263条(第32条の2準用) 予防条例第249条(第55条の2の2準用)	・研修記録 ・訓練記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30	適切な研修の機会の確保並びに必要な知識及び技能の向上等	福祉用具専門相談員の資質の向上のため、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。	条例第258条 予防条例第244条	・研修受講修了証明書 ・研修計画 ・研修会資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31	福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱っているか。	条例259条 予防条例第245条	・目録等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	衛生管理等	従業員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。	条例第260条 規則103条の2 予防条例246条 予防規則103条の2	・従業員の健康診断の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事業所の設備及び備品について、衛生的な管理を行っているか。		・衛生管理マニュアル等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		【保管・消毒】 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、すでに消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。		・標準作業書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせている場合、当該委託の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われていることを担保しているか。		・委託契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせている場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。		・確認結果の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		→ 委託等を行っている場合は、以下の取り決めを文書により行っているか。 □当該委託等の範囲 □当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 □受託者等の従業員により当該委託等がなされた業務(委託等業務)が運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 □指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 □指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 □受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 □その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項		・委託契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
					適	不適	該当なし	
32	衛生管理等	感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことを含む。をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。 開催日（ 年 月 日）（前年度） （ 年 月 日）（前年度） （ 年 月 日）（今年度） （ 年 月 日）（今年度）		・議事録等 ・職員へ周知したことを確認できる資料等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (作成日 年 月 日)		条例第260条 規則103条の2 予防条例246条 予防規則103条の2	・感染症の予防及びまん延防止のための指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。 研修実施日 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度） 訓練実施日 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）			・研修の記録 ・訓練の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	重要事項の掲示及び目録の備え付け	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供しているか。また、ウェブサイトに掲載しているか。	条例261条 予防条例247条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		事業所に、取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
34	秘密保持等	従業者及び管理者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。	条例第263条 (第35条準用) 予防条例第249条 (第55条の5準用)	・就業時の取り決め等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ書面により得ているか。		・利用者及び家族の同意書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
35	広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	条例263条 (第36条準用) 予防条例第249条 (第55条の8準用)	・広告物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
36	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者により特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	条例263条(第37条準用)、予防条例249条(第55条の7準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
37	苦情処理等	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けているか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っているか。 苦情件数：月 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：	条例第263条 (第40条の2準用) 予防条例第249条 (第55条の9準用)	・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市町村への報告記録 ・国保連からの指導に対する善記録 ・国保連への報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存しているか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	地域との連携等	事業の運営に当たっては、提供サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	条例第263条 (第39条準用) 予防条例第249条 (第55条の9準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定福祉用具貸与事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39	事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故の状況や措置について記録しているか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備しているか。 →前年度の事故事例の有無：有・無	条例第263条 (第40条準用) 予防条例第249条 (第55条の10準用)	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故発生報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっているか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしているか。 →損害賠償保険への加入：有・無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40	虐待の防止	事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底しているか。 (開催日) 年 月 日 (前年度) 年 月 日 (今年度)	条例第263条 (第40条の2準用) 規則第9条の3 予防条例第249条 (第55条の10の2準用) 予防規則第17条の3	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの（議事録等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		当該事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 (作成日) 年 月 日 指針に盛り込む項目 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
40	虐待の防止	福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施しているか。 研修実施日 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）		・研修記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 担当者氏名（ ）		・担当がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
41	会計の区分	事業所ごとの経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	条例第263条 (第41条準用) 予防条例249条 (第55条の11準用)	・会計関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録（書面又は電磁的記録）を整備しているか。	条例第262条 規則第104条 予防条例第248条 予防規則第104条	・職員名簿・設備台帳 ・会計関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		次に掲げる介護サービスの提供に関する記録（書面又は電磁的記録）を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ①福祉用具貸与計画 ②提供した具体的なサービス内容等の記録 ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④福祉用具の保管又は消毒を委託する場合の業務実施状況の確認結果等の記録 ⑤市町村への通知に係る記録 ⑥苦情の内容等の記録 ⑦事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録		・福祉用具貸与計画書 ・サービス提供記録 ・受託業者への確認の結果の記録及び指示書等 ・身体的拘束等に関する記録 ・苦情の記録 ・事故の記録 ・市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
V 変更の届出等							
43	変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を県知事に届け出ていますか。	法第75条第1項、 第115条の5第1項	・届出書類の控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

法：介護保険法（平成9年法律第123号）

法施行規則：介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

条例：長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第63号）

規則：長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年3月29日長崎県規則第18号）

予防条例：長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第64号）

予防規則：長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年3月29日長崎県条例第19号）

基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）